

案

大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立児童福祉施設条例施行規則(昭和39年大阪市規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1条～第9条 [略] 別表第1 [略] 別表第2 (第3条関係) 大阪市立御幸保育所、大阪市立海老江保育所、大阪市立南大江保育所、大阪市立梅本保育所、大阪市立磯路保育所、 <u>大阪市立浪速第1保育所</u> 、大阪市立姫島保育所、大阪市立東小橋保育所、大阪市立鯉江保育所、大阪市立阪南保育所、大阪市立鷹合保育所、 <u>大阪市立加美第2保育所</u> 、大阪市立松之宮保育所 別表第3～5 [略]	第1条～第9条 [略] 別表第1 [略] 別表第2 (第3条関係) 大阪市立御幸保育所、大阪市立海老江保育所、大阪市立南大江保育所、大阪市立梅本保育所、大阪市立磯路保育所、 <u>大阪市立小田町保育所</u> 、大阪市立姫島保育所、大阪市立東小橋保育所、大阪市立鯉江保育所、大阪市立阪南保育所、大阪市立鷹合保育所、 <u>大阪市立喜連保育所</u> 、大阪市立松之宮保育所 別表第3～5 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。